

水質汚濁防止法に基づく届出について

水質汚濁防止法で規定された施設（特定施設）を設置・更新する場合や、過去に届出した内容を変更等する場合には、明石市へ届出が必要となります。

各届出には提出期限がありますので、以下の内容をご参考に対応願います。

● 届出の種類、届出の期限について

届出が必要となる時	届出の期限
特定施設を設置するとき	工事着手の 60 日前まで
特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法等を変更するとき	
事業場の名称、所在地、代表者に変更があったとき	変更後 30 日以内
特定施設を廃止したとき	廃止後 30 日以内
特定施設を譲り受けたとき 特定施設を合併等により受け継いだとき	承継後 30 日以内
総量規制に係る測定を行うとき、若しくは測定方法を変更するとき	実施前まで（すみやかに）

水質汚濁防止法（抄）

第 32 条 第 5 条又は第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1 第 6 条の規定による届出をせず、又は、虚偽の届出をした者

第 34 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し前 4 条の違反行為をしたときは、行為人を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 35 条 第 10 条、第 11 条第 3 項又は第 14 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

● 届出の方法について

事業者（特定施設の所有者）が届出書類一式を 2 部作成し、明石市へ提出します。

※ 届出の種類ごとに所定の様式を使用して下さい。また、届出の種類により添付資料が必要となる場合がありますので、事前に市までお問い合わせ下さい。

※ 届出様式は明石市のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.city.akashi.lg.jp/shinsesho/download/kankyo/kankyohozen/index.html>

問合せ・届出先 不明な点がありましたらお問い合わせください

明石市 市民生活局 環境室 環境保全課 水質係 [業務時間] 平日 8:30~17:00

電話 078-918-5030 ファックス 918-5107

〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131 明石川-池ノ内